

平成 30 年 8 月 6 日の官報に、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 43 号）」、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成 30 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 44 号）」及び「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成 30 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 45 号）」の各告示に対する原稿誤りの正誤が掲載されました。

当該官報正誤の内容について、既に発出されている「平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について及び官報掲載事項の一部訂正について（平成 30 年 3 月 30 日医療課事務連絡）」及び「官報掲載事項の一部訂正について（平成 30 年 7 月 5 日医療課事務連絡）」によって示されたもの以外については以下の通りです。

- 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 43 号）」の別表第二（歯科診療報酬点数表）の第 2 章・第 7 部 リハビリテーションの「H001 摂食機能療法」の「注 4」中「歯科口腔リハビリテーション料 1」は「歯科口腔リハビリテーション料 1」の誤り。
- 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成 30 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 44 号）」の「本則」の「第十一 経過措置」の「八」中「(11)」は「(9)」の誤り（3箇所）。
- 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成 30 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 45 号）」の「本則」の「第三 医学管理等」の「九の七の三 ハイリスク妊産婦連携指導料 1 及びハイリスク妊産婦連携指導料 2 の施設基準」は「九の七の二（以下略）」の誤り。